

平成30年度答申第26号  
平成30年7月27日

諮問番号 平成30年度諮問第11号（平成30年5月31日諮問）  
審査庁 特許庁長官  
事件名 特許出願審査請求手続却下処分に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 事案の経緯

- (1) 審査請求人X（以下「審査請求人」という。）は、平成26年4月14日、日本国特許庁に対し、平成25年6月6日を出願日とする日本国特許出願（出願人はP）を基礎として優先権を主張して、1970年6月19日にワシントンで作成された特許協力条約（以下「特許協力条約」という。）の規定に基づく国際出願（以下「本件国際出願」という。）をした。この際、審査請求人は、願書V-2欄において日本国の指定を除外したことから、本件国際出願には日本国の指定は含まれないものとして処理された。この結果、本件国際出願は、特許法（昭和34年法律第121号）184条の3第1項に規定する国際出願日にされた我が国の特許出願とはみなされなかった。
- (2) 本件国際出願の特許法184条の5第1項に規定する書面提出手続についての経過
  - ア 審査請求人は、特許協力条約2条（xi）の優先日から2年6月の期間

内である平成27年12月7日、特許庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、特許法184条の5第1項に規定する書面（以下「国内書面」という。）を提出した。

イ 処分庁は、平成28年2月15日付けで、審査請求人に対し、本件国際出願は願書において指定国から日本国を除外しているため、我が国における特許出願として存在しておらず、国内書面を提出することはできないことから、本件国内書面に係る手続は、平成27年法律第55号による改正前の特許法18条の2第1項の規定に基づき却下すべきものと認められるとして、同条2項の規定に基づき、その理由を却下理由通知書により通知するとともに、弁明の機会を付与した。

ウ 審査請求人は、平成28年3月16日、処分庁に対し、弁明書を提出し、本件国際出願について日本国の指定を除外した手続は無効である旨を主張した。

エ 処分庁は、平成28年3月29日付けで、審査請求人に対し、本件国内書面に係る手続について、平成28年3月16日提出の弁明書の内容を考慮しても、却下理由通知書に記載した理由を覆すに足る根拠が見いだせないとして却下処分（以下「先行却下処分」という。）をした。

オ 審査請求人は、平成28年5月24日付けで、処分庁に対し、先行却下処分の取消しを求めて、平成26年法律第68号による改正前の行政不服審査法（昭和37年法律第160号）6条2号の規定に基づき異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）をした。

カ 処分庁は、平成30年4月27日付けで、審査請求人に対し、本件異議申立てには理由がないとして、これを棄却する決定をした。

### (3) 本件国際出願の出願審査請求手続についての経過

ア 審査請求人は、平成29年2月20日、処分庁に対し、本件国際出願について、特許法48条の3第1項に規定する出願審査の請求をした。

イ 処分庁は、平成29年2月21日付けで、審査請求人に対し、本件出願審査請求書に係る手続は、特許法18条の2第1項本文の規定に基づき国内書面に係る手続が却下されているため不要な手続であり、法令で定める要件を満たしておらず却下すべきものと認められるとして、同条2項の規定に基づき、その理由を却下理由通知書により通知するとともに、弁明の機会を付与した。

ウ 審査請求人は、平成29年4月20日、処分庁に対し、弁明書を提出

し、本件国際出願について日本国の指定を除外した手続は無効であり、国内書面を却下した手続も無効であり、出願審査の請求を却下すべきではない旨主張した。

エ 処分庁は、平成29年6月27日付けで、審査請求人に対し、本件出願審査請求書に係る手続について、平成29年2月21日付け却下理由通知書に記載した理由により却下処分（以下「本件却下処分」という。）をした。

オ 審査請求人は、平成29年7月14日付けで、審査庁に対し、本件却下処分の取消しを求めて、本件審査請求をした。

カ 審査庁は、平成30年5月30日付けで、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問をした。

以上の事案の経緯は、諮問書、審査請求書、弁明書（処分庁作成）、国際出願願書、国内書面、却下理由通知書（平成28年2月15日付け）、弁明書（審査請求人作成、平成28年3月16日提出）、手続却下の処分（平成28年3月29日付け）、異議申立書、出願審査請求書、却下理由通知書（平成29年2月21日付け）、弁明書（審査請求人作成、平成29年4月20日提出）及び手続却下の処分（平成29年6月27日付け）から認められる。

## 2 関係する条約、法令等の定め

### (1) 国際出願による特許出願

特許協力条約11条(1)若しくは(2)(b)又は14条(2)の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であって、特許協力条約4条(1)(ii)の指定国に日本国を含むもの（特許出願に係るものに限る。）は、その国際出願日にされた特許出願とみなす（特許法184条の3第1項）。

### (2) 国際出願がされた特許庁（以下「受理官庁」という。）による国際出願の処理、指定国の特許庁（以下「指定官庁」という。）における国内手続の繰り延べ

国際出願は、所定の受理官庁にするものとし、受理官庁は、この条約及び規則の定めるところにより、国際出願を点検し及び処理する（特許協力条約10条）。

指定官庁は、前条に規定する当該期間（優先日から30月）の満了前に、国際出願の処理又は審査を行ってはならない（特許協力条約23条

(1) ) 。

### (3) 国際出願での優先権主張

特許協力条約に基づく国際出願には、規則の定めるところにより、工業所有権の保護に関するパリ条約（以下「パリ条約」という。）の締約国における先の出願に基づく優先権を主張する申立てを伴うことができる（特許協力条約8条（1））。

同条の規定に基づいて申し立てられた優先権の主張の条件及び効果は、パリ条約4条の定めるところによる（特許協力条約8条（2）（a））。

ただし、いずれかの締約国における先の出願に基づく優先権の主張を伴う国際出願には、当該締約国の指定（以下「自己指定」という。）を含めることができ、この自己指定の場合において、当該指定国における優先権の主張の条件及び効果は、当該指定国の国内法令の定めるところによる（特許協力条約8条（2）（b））。

特許協力条約8条（1）に規定する優先権主張は、願書において行うものとし、先の出願に基づく優先権を主張する旨の陳述に加えて、先の出願の日付、番号及び国名を記載する（特許協力条約に基づく規則（以下「PCT規則」という。）4.10（a））。

優先権主張について、受理官庁が、PCT規則4.10に定める要件を満たしていないことや、優先権主張における表示（先の出願の日付、番号及び国名）が、先の出願を受理した当局が認証したその出願の謄本（以下「優先権書類」という。）に記載されている表示と合致しないことを認める場合には、出願人に対し、優先権主張を補充するよう求める（PCT規則26の2.2（a））。

### (4) 国内優先権主張

特許を受けようとする者は、その特許出願が先の出願の日から1年以内にされたものでない場合等の特許法41条1項1号から5号までに掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許を受ける権利を有する特許出願であって先にされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる（特許法41条1項本文）。

特許法41条1項本文の規定による優先権主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から1年4月を経過した時に取り下げたものとみなす（特許法42条1項本文、特許法施行規則（昭和35年通商産業省令第1

0号) 28条の4第2項)。

(5) 国際出願での全ての締約国の指定と指定の除外

願書の提出は、国際出願日に特許協力条約に拘束される全ての締約国の指定を構成する(PCT規則4.9(a)(i))。

PCT規則4.9(a)(i)の規定にかかわらず、平成17年10月5日において、締約国の国内法令が、当該国の指定及び当該国で効力を有する先の国内出願に基づく優先権主張を伴う国際出願により、当該先の国内出願が取下げと同一の効果をもって消滅することを定めている場合には、指定官庁が当該国の指定に関してこの規定が適用される旨を平成18年1月5日までに世界知的所有権機関の国際事務局(以下「国際事務局」という。)に通告すること及びその通告が当該国際出願日になお効力を有することを条件として、当該国でされた先の国内出願に基づく優先権を主張する全ての願書は当該国を指定しない旨の表示を伴うことができる(PCT規則4.9(b))。日本国指定官庁は、上記の通告を行い、願書V-2欄に日本国の指定を除外するための表示をすることができる。

(6) 不適法な手続の却下

特許庁長官は、不適法な手続であって、その補正をすることができないものについては、その手続を却下するものとする(特許法18条の2第1項本文)。同項の規定により却下しようとするときは、手続をした者に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明を記載した書面を提出する機会を与えなければならない(同条2項)。

3 審査請求人の主張の要旨

- (1) 願書V-2欄で特定の国の指定を除外することができるのは、特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を願書VI欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限られる。そして、本件国際出願では願書V-2欄で日本国の指定の除外をしているものの、先の出願と本件国際出願とでは出願人が異なるため、特許法41条1項本文の国内優先権主張が成立せず、また、国内優先権主張に必要な代理人の特別授權(特許法9条)も受けておらず、願書V-2欄で日本国の指定を除外することはできない。よって、本件国際出願から日本国の指定を除外した手続は無効であり、我が国における特許出願として存在するにもかかわらず、国内書面を却下した先行却下処分は違法であり、出願審査請求書を却下した本件却下処分も先行却下

処分の違法性を承継する違法な処分であり、取消しを免れない。

- (2) 本件国際出願の願書V-2欄について、先の特許出願と本件国際出願とは出願人が異なるので、特許法41条1項本文に規定する先の特許出願と後の特許出願との出願人の同一性を満たしておらず、国内優先権主張が成立しないため、日本国の指定を除外することにはならない。よって、日本国受理官庁は、優先権主張と優先権書類との記載が同一であることを確認した上で、日本国の指定の除外を希望する趣旨・真意について、審査請求人に確認すべき義務があり、審査請求人に補正や訂正を命じるべきであったにもかかわらず、これらを行わずに国内書面を却下した先行却下処分は違法であり、出願審査請求書を却下した本件却下処分も先行却下処分の違法性を承継する違法な処分である。また、受理官庁ガイドライン、実施細則及びWIPO「PCT出願人の手引き」において、明白な誤りの訂正や職権訂正の記述があり、これらを根拠として、誤記について出願人に確認をすべきであった。
- (3) 国内書面を却下した先行却下処分は、行政手続法（平成5年法律第88号）8条1項本文の趣旨に照らし、同項本文が要求する理由提示として十分ではないため、同項本文の要件を欠いた違法な処分である。そして、出願審査請求書を却下した本件却下処分も、上記のとおり国内書面を却下した先行却下処分の違法性を承継する違法な処分であるから、取消しを免れない。

## 第2 諮問に係る審査庁の判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と同旨であるところ、審理員の意見の概要は以下のとおりである。

- 1 審査請求人がした本件国際出願は、日本でされた先の国内出願に基づく優先権主張（願書VI欄）を伴う国際出願であり、審査請求人は、PCT規則4.9（b）に基づき、願書V-2欄において日本を指定しない旨の表示をしたことが認められ、本件国際出願は、特許協力条約4条（1）（ii）の指定国に日本を含むものではないから、特許法184条の3第1項の規定の適用はなく、日本の特許出願とはみなされないと認められる。

したがって、審査請求人が本件国際出願の日本への国内移行手続として行った国内書面の提出は、日本における特許出願として存在していない出願についてされたものであり、特許法184条の5第1項に基づく手続として不適法な手続であって、その補正をすることができないと認められ、特許法18条の2第1項に基づき上記提出手続を却下した先行却下処分は適法である

と認められ、その後続手続である出願審査請求書に係る手続もまた、不適法な手続であって、その補正をすることができないと認められ、上記手続を却下した本件却下処分は適法であると認められる。

- 2 特許法の規定による処分については、行政手続法8条を含む同法2章の規定は適用しないとされているが（特許法195条の3）、仮に、行政手続法8条1項本文の趣旨、すなわち、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を申請者に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に照らして検討したとしても、審査請求人に対して通知した先行却下処分の理由は、本件国際出願の願書で指定国から日本を除外した本件国際出願は我が国における特許出願として存在しておらず、特許法184条の5第1項所定の国内書面の提出は上記存在を前提とするものであるから、その提出はできない旨のものであることは明らかであり、行政手続法8条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示として十分であり、審査請求人の主張は理由がない。
- 3 証拠書類によれば、PCT規則4.9(b)は、国際出願の願書VI欄において当該国における先の国内出願に基づく優先権主張をしていれば、その主張の有効性如何にかかわらず、出願人は当該国の指定を除外することができる旨を定めたものであること、優先権主張の有効性は、国際段階で実質的に決定されるものではないことが認められる。したがって、審査請求人が本件願書V-2欄においてした日本国の指定の除外が有効であることは明らかであり、審査請求人の主張は採用できない。
- 4 特許協力条約及び関係法令を精査しても、本件国際出願の願書で日本を指定国から除外する欄のチェックがされていることの趣旨・真意について審査請求人に対して確認すべき手続上の義務の存在をうかがわせる根拠はなく、証拠書類によれば、PCT規則4.9(b)は、国際出願の出願人と先の国内出願の出願人との同一性の要件を定めておらず、その確認は受理官庁に求められていないと認められ、上記義務の存在を前提とする審査請求人の主張は理由がない。

### 第3 調査審議の経緯及び審査関係人の補充主張

#### 1 調査審議の経緯

当審査会は、平成30年5月31日に審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は同年6月28日、同年7月5日、同月12日及び同月20日の計4回の調査審議を行った。

また、審査請求人から平成30年6月14日付けで、主張書面及び資料の提出を受けた。

## 2 審査請求人の補充主張

特許・実用新案審査基準のV部2章国内優先権の別添表では、国内優先権の適用要件、すなわち、優先権主張の基礎となる先の出願が国内出願であり、優先権主張を伴う後の出願である国際出願が日本国の指定を含むものであることが示されている。よって、日本国特許庁の受理官庁担当職員は、国内優先権の適用要件を熟知しており、本件国際出願と先の出願の書誌事項を見れば、本件国際出願は国内優先権の適用要件に該当せず、願書V-2欄のチェックが誤記であることは容易に把握できたはずであり、受理官庁は、審査請求人に願書の補正又は訂正の機会を与えなければならなかったことなどを主張する。

## 第4 当審査会の判断

### 1 審理員の審理手続について

当審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は以下のとおりである。

#### (1) 審理員の指名

ア 審査庁は、平成29年10月17日付けで、本件審査請求の審理手続を担当する審理員として、特許庁総務部総務課長であるQを指名し、同日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

イ 審査庁は、平成30年1月25日付けで、本件審査請求の審理員に指名していたQの指名を取り消し、新たに、特許庁総務部総務課法務調整官であるRを審理員として指名し、同日付けで、その旨を審査請求人に通知した。

#### (2) 審理手続

ア 審理員は、平成29年10月27日付けで、処分庁に対し、同年11月27日までに弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成29年11月27日付けで、審理員に対し、弁明書を提出した。審理員は、同年12月12日付けで、審査請求人に対し、弁明書の副本を送付するとともに、反論書を提出する場合には平成30年1月12日までに提出するよう求めた。

ウ 審査請求人は、平成30年1月11日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。



エ 審理員は、平成30年5月16日付けで、審査請求人に対し、審理を終結した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月22日である旨を通知した。

オ 審理員は、平成30年5月22日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を提出した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当と認められる点はない。

## 2 本件却下処分 of 適法性及び妥当性について

### (1) 本件国際出願における日本国の指定の除外は有効であること、及びこれを理由とする本件却下処分の妥当性について

特許協力条約の規定に基づく国際出願日が認められた国際出願であって、指定国に日本国を含むものは、その国際出願日にされた特許出願とみなす（特許法184条の3第1項）。本件国際出願は、願書V-2欄において日本国の指定を除外し、指定国に日本国が含まれていないため、我が国の特許出願とはみなされていない。しかし、審査請求人は、日本国の指定を除外できるのは国内優先権主張が有効に成立する場合に限られるところ、本件国際出願と先の出願では出願人が異なり、また、特許法9条に規定する特別の授權も受けていないのだから、国内優先権主張は成立せず、日本国の指定の除外は無効である旨主張する。そこで、かかる審査請求人の主張の当否について、以下検討する。

#### ア 国内優先権主張の成立と日本国の指定の除外

##### (ア) 国内優先権主張の条件及び効果についての判断をする者

特許協力条約に基づく国際出願では、いずれかの締約国においてされた先の出願に基づく優先権主張を伴う国際出願には、当該締約国の指定を含めることができる（自己指定）。そして自己指定の場合、当該指定国における優先権主張の条件及び効果は、当該指定国の国内法令の定めるところによる（特許協力条約8条（2）（b））。特許法41条1項本文に規定する国内優先権主張は、上記自己指定の場合の優先権主張に該当するところ、国内優先権主張の成否の判断を誰が、いつ行うのが問題となるが、この点、審査請求人は、受理官庁が、指定の除外の点検及び処理をする際に、願書VI欄に記載される国内優先権主張の成否の判断を行うべきであると主張する。

しかし、事件記録として提出された国際事務局の見解によれば、PC

T出願人の手引き5.060に記されているように、優先権主張の有効性は、国際段階で実質的に決定されるものではなく、いかなる優先権主張についても、その有効性は国内段階においてのみ、適用される国内法令の規定に従って、指定官庁が最終的に決定する、とされている。

また、特許協力条約10条は、受理官庁は、特許協力条約及びその規則の定めるところにより国際出願を点検し及び処理することを規定し、特許協力条約23条(1)は、指定官庁は、優先日から30月の期間満了前に、国際出願の処理又は審査を行ってはならないと規定していることから、国際事務局の見解のとおり、優先権主張の有効性は、国際出願が指定国に国内移行した後に指定官庁が決定するのであり、後述のとおり、受理官庁は国際出願の優先権主張を限られた事項について点検・処理をするのみで、国際段階では優先権主張が指定国において有効に成立するか否かは問われていない。

#### (イ) PCT規則4.9(b)の要件

PCT規則4.9(b)では、上述の自己指定の場合の優先権主張の結果、先の出願をみなし取下げにする制度を指定国の国内法令が定めていることを、指定の除外を認める条件としているものの、当該優先権主張が有効に成立することをその条件とはしていない。

これについて国際事務局の見解によれば、特許協力条約の下では、出願人は、関連する優先権主張が当該指定国において有効か否かを把握する前に、PCT規則4.9(b)が提供する仕組み(指定の除外)を利用するか否かを決定するよう要求されることは明白であるとされている。出願人が願書V-2欄で指定の除外の意思表示をし、受理官庁がこれを点検及び処理をする際には、指定国における優先権主張の成立は未確定の状態であり、指定の除外は、指定国における優先権主張の最終的な決定とは無関係に認定され得るものと解するのが相当である。

#### (ウ) 受理官庁における優先権主張の点検の内容

国際出願での優先権主張は願書において行うものとし、先の出願が国内出願である場合、願書VI欄に先の出願に係る日付、番号及び国名を記入する(PCT規則4.10(a))。受理官庁は、願書VI欄に先の出願に係る日付、番号及び国名が記入されているか、これらが優先権書類の記載と合致しているかを点検し、欠陥がある場合には、出願人に優先権主張を補充するよう求める(PCT規則26の2.2(a))。そし

て、願書VI欄には先の出願の出願人を記入する箇所はなく、受理官庁もこれを点検することをPCT規則上要求されていない。

これについて国際事務局の見解によれば、上述のとおり、受理官庁は、優先権主張について、国際事務局が定める受理官庁ガイドラインに示されている範囲でのみ点検する義務を有し、同ガイドライン166では、受理官庁に対し、国際出願と優先権の基礎となる出願の出願人が一致していることを確認するよう要求していない、とされている。優先権主張の手續に係る国際事務局の見解は、上記PCT規則とも整合するものであり、受理官庁は、先の出願と国際出願との出願人の同一性を確認することは求められていないものと解するのが相当である。

#### イ 日本国の指定の除外について、補正等を求めるべき義務の有無

審査請求人は、本件国際出願は、先の出願と国際出願の出願人が異なるのだから国内優先権主張が成立せず、願書V-2欄の日本国の指定の除外も無効となるのだから、受理官庁は審査請求人に日本国の指定の除外をすることの趣旨・真意について確認をし、補正を命ずるべきであったと主張する。

しかし、上記アのとおり、受理官庁には先の出願と国際出願の出願人の同一性を確認することは要求されておらず、国内優先権主張の成否について決定をするのは指定官庁であり、また、本件国際出願の願書V-2欄「JP」及びVI欄「日本国 JP」の表示は、PCT規則4.9(b)の要件を満たす適法なものと認められる。そうすると、受理官庁は願書V-2欄及びVI欄の表示を誤りと認識することはなく、先の出願と国際出願の出願人の同一性も点検しないのだから、審査請求人に補正や訂正を求めず、職権訂正もしないのは当然のことであり、審査請求人の主張は採用できない。

#### ウ 小括

日本国の指定の除外について、国内優先権主張が有効に成立するかを判断するのは指定官庁であり、受理官庁は、先の出願と国際出願の出願人の同一性を確認すべき義務はなく、国内優先権主張の成立についても判断をしないのだから、たとえ特許法41条1項本文に規定する国内優先権主張の要件が満たされず、また、同法9条に規定する特別の授権がないとしても、受理官庁は、審査請求人に、願書V-2欄の日本国の指定の除外をする意思表示について補正や訂正を命じたり、意思の確認をしたり、自ら職

権で訂正する義務もないことは明らかである。さらに、願書V－2欄とVI欄の表示は、PCT規則4.9(b)が要求する指定国の除外をするための要件を満たしている適法なもので、明白な誤りや職権訂正に関する審査請求人の主張は採用できない。

このように、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、独自の見解を述べたものであり、これらを採用することはできない。

## (2) 先行却下処分に係る主張について

ア 審査請求人は、先行却下処分は、行政手続法8条1項本文に規定する理由提示の要件の趣旨に照らせば理由提示が不十分で、違法な処分であるから、本件却下処分もその違法性を承継するとして、先行却下処分の違法性を本件審査請求において主張する。

しかし、上記(1)に説示したとおり、本件国際出願において我が国の指定が除外されており、その結果、我が国の特許出願とは認められない以上、本件国際出願の出願審査請求手続が適法とされる余地はない。このことは、先行却下処分の理由提示に瑕疵があるか否かによって左右されるものではない。

イ なお、念のため、先行却下処分の却下理由が、行政手続法8条に規定する理由提示の要件の趣旨に照らして十分であるかについて以下に述べる。

行政手続法8条1項本文による理由提示の趣旨は、①許認可等をするかどうかについての判断の慎重・合理性が担保されてその恣意が抑制されるとともに、②申請者は不服申立て又は訴えの提起の便宜を与えられることになる、とされる(最高裁昭和37年12月26日第二小法廷判決・民集16巻12号2557頁)。

そして先行却下処分の理由提示では、却下すべき具体的な理由として、「国際出願『PCT/JP2014/a』は、国際出願願書において指定国から日本国を除外しているため、我が国における特許出願として存在しておらず、国内書面を提出することはできません。」と説明しており、これは上記の趣旨に照らしても、却下すべき理由を理解するのに十分なものであり、特に問題はない。

## (3) 審査請求人のその他の主張

以上のほか、審査請求人は、国際事務局の見解は本件国際出願の後に出されたものであり、事後的な見解によって本件出願の優先権の有効性を判

断することはできない、等々の主張をするが、いずれも独自の見解であつて、当審査会の判断を左右するものとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件却下処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求を棄却すべき旨の諮問に係る判断は妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

#### 行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠		
委	員	小	早	川	光	郎
委	員	山	田	博		